全農 JA全農いばらき

営農 News

令和 7 年 11 月 10 日 Newsletter 第 3287 号

サツマイモ基腐病の防除対策について

（貯蔵期）

茨城県は、令和 7 年 11 月 6 日(木)に、ひたちなか市の貯蔵中のかんしょ(1ほ場)において本県で4事例目となるサツマイモ基腐病の発生を確認したことを発表しました（251106nougyougijyutuka.pdf）。また、同日新たに周辺の1ほ場から 5 事例目となる本病の発生を確認したことを発表しました（251106nougyougijyutuka2.pdf）。

県は本病の蔓延防止のため発生ほ場及び隣接ほ場において土壌消毒等の防疫措置を進めております。

本病は糸状菌(カビ)によって引き起こされ、保菌した苗・イモ・残渣(畑に残った葉や茎・イモ)等が伝染源になります。育苗期から生育期、収穫期から貯蔵期まで、年間を通して発生するおそれがあり、発生するとサツマイモの収量や品質を大きく低下させますので、本病の侵入防止と早期発見に努めてください。

茨城県農業技術課 HP（https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nougi/shokubou/contents07.html）を参考に願います。

サツマイモ基腐病の特徴

育苗中では苗基部の黒変、地上部の葉巻や萎縮症状が生じます。本圃では地際茎の黒変、茎葉の黄変やしおれ症状を生じて茎葉の生育が不良となり、発病が激しいと地上部が枯死します。感染したイモ(塊根)は成り首から腐敗します。また、貯蔵中のイモでも、感染していると成り首から腐敗が進みます。

図１　基腐病で黒く変色したサツマイモの断面

図２　地際部から地下部にかけての黒変症状

図１、図２：(出典：茨城県病害虫防除所)

防除対策

1 貯蔵中の対応

①貯蔵中のイモは、月に1回程度、異常がないか確認してください。

②貯蔵中に症状が出ているイモを見つけた場合、そのイモを貯蔵しているコンテナを隔離し、速やかに最寄りの農業改良普及センターまでご連絡ください。

2 次作に向けた準備

収穫終了後の残さ(イモ、葉や茎の残がい)は、次作の伝染源となるので持ち出し、適切に処分するとともに、ほ場に残された残さは分解を促して次作に残さないことが重要です。

①収穫後のほ場は、 速やかに残さができるだけ細かく粉砕されるよう丁寧に耕うんしてください 。

②ほ場に停滞水が生じないよう排水対策(作後の耕盤破砕等)を行ってください。

③苗増殖はできるだけウイルスフリー苗を用いてください。種イモで増殖する場合は、病害等の発生していないほ場から収穫したイモのみを使ってください。

④種イモとして使うイモの栽培履歴は、必ず記録に残してください。

⑤種イモ、切り苗等の生産者間の譲渡は絶対に行わないでください。

⑥発病を確認したほ場のイモは、症状が出ていないイモであっても絶対に種イモにしないでください。

■ 農薬使用の際は、必ずラベル及び登録変更に関するチラシ等の記載内容を確認し、飛散に注意して使用してください。

■ 営農 News はＪＡ全農いばらきホームページでもご覧になれます。

農機営農支援部　営農支援課　　電話：029-291-1012　FAX：029-291-1040